

議案第15号

佐倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例

佐倉市営住宅管理条例（平成9年佐倉市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第10条」を「第11条」に改める。

第12条中「第11条」を「第12条」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 4 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第30条第3項中「第1項」の次に「及び前項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 法第16条第4項に規定する入居者に該当する者の収入の額が第5条第1項第2号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第35条第1項の規定による請求に応じることが困難な事情にあると認められるときは、第13条第1項及び第4項の規定並びに第1項の規定にかかわらず、当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第3項に規定する方法により算出

した額とする。

第32条第1項中「第13条第1項及び第30条第1項」を「第13条第1項及び第4項並びに第30条第1項及び第3項」に改める。

第35条第1項中「第13条第1項、第30条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第3項」に、「第30条第3項」を「第30条第4項」に改める。

第38条中「第13条第1項、第30条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第3項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

第39条中「第13条第1項、第30条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項、第30条第1項若しくは第3項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。